

令和8年6月29日

関係機関・団体の長 各位

兵庫労働局雇用環境・均等部指導課長

カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の  
義務化等について（周知依頼）

日頃より、労働行政の推進について御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、カスタマーハラスメント対策及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策に関する法令について改正が行われ、令和8年10月1日から対策を行うことが事業主の義務となります。

本改正は、労働者の保護のみならず、企業の健全な運営や社会的信頼の確保の観点からも極めて重要であり、各企業において適切な対応が求められます。

今般の改正に向け、兵庫労働局では令和8年9月1日に改正法に関する説明会を実施します。

つきましては、他の法令改正による制度変更等を含め、関係資料をお送りいたしますので、労働者及び事業主等への周知に御高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 改正法令名

- (1) 労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策）
- (2) 男女雇用機会均等法（求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策）
- (3) パートタイム・有期雇用労働法施行規則及び指針（同一労働同一賃金関係等）
- (4) 女性活躍推進法（男女間賃金差異、女性管理職比率公表義務化等）

※（1）～（3）は令和8年10月1日施行、（4）は令和8年4月1日施行

2 送付資料

- (1) 令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！
- (2) 改正労働施策総合推進法等説明会（開催案内）
- (3) パートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わります（令和8年10月1日施行）
- (4) 女性活躍推進法が改正されました！
- (5) 共育（トモイク）プロジェクト

※本件に関する問い合わせ先  
兵庫労働局雇用環境・均等部指導課  
担当：内濱、井上  
TEL 078-367-0820